

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

【第1問】 被保佐人が保佐人の同意（授權）を要する訴訟行為をその同意なく行っても原則無効と解される（民事訴訟法 34 条 2 項参照）理由を簡潔に説明した上で、同法 32 条 1 項の特則が設けられている趣旨を簡潔に述べなさい。（配点 20 点）

【第2問】 次の【事例】を読んで、【設問1】および【設問2】に答えなさい。（配点 30 点）

【事例】

XはYを被告として売買代金 500 万円の支払を求める訴えを提起した。Yは、売買成立原因事実を積極的に争わずに弁済による消滅のみを主張し、Xは弁済を否認して争った。証拠調べの結果、Y主張のとおり 500 万円を弁済した事実が認められることを理由に、Xの請求を棄却する旨の終局判決がされ、確定した（以下「前訴判決」という。）。

その後、Yは、上記の売買代金の支払を目的とする債権（以下「本件売買代金債権」という。）が当初から発生していなかったこととなる事由が判明したとして、Xを被告として弁済金相当額 500 万円の不当利得返還を求める訴え（以下「後訴」という。）を提起した。

【設問1】

後訴において本件売買代金債権が発生していなかったことをいうYの主張は、前訴判決の既判力により遮断されるか。冒頭に結論を明示し、それに至る理由を述べなさい。

【設問2】

Xは、Yが前訴において売買成立原因事実を積極的に争わなかつたにもかかわらず、後訴において本件売買代金債権が発生していなかつたということは許されない旨主張した。このXの主張の当否について述べなさい。